

令和元年 6 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和元年6月20日(木) 午前9時00分～9時50分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
15番	國重	幸代	16番	穴吹	秀雄
17番	梶野	和幸	18番	大西	和男

#### 欠席委員

なし

#### 傍聴推進委員

6番 中西 格

14番 濱崎 郷廣

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	4件	田 畑	4,602 1,407	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑		m <sup>2</sup> 348 m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	10件	田 畑	3,365 424	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑		m <sup>2</sup> 122 m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	27件	田 畑	51,284 10,081.42	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第7号議案	農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れ	3件	田 畑	3,946	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
報告第1号	合意解約	5件	田 畑	7,114 1,299	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
合 計		51件	田 畑	70,311 13,681.42	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 令和元年6月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より6月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案まで、合計46件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

今日は、農業委員18名中18名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。今年は雨が少なく梅雨入りになるのか田植えの心配をする状況となっております。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を3番の三木委員さんと4番の川田委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、1番の木下委員さん、17番の梶野委員さん、18番の大西委員さんと私で、6月19日（水）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 計3,079㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積 計1,037㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積 370㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4番、・・・、面積 計1,523㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」4

件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。

なお、第2号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、17番 梶野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

梶野委員 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 計348㎡。【議案読み上げ】

松山小学校から西に約800m、さぬき浜街道沿いで雄山にかかる位置。

無断転用の有無 有

転用目的 露天駐車場

申請理由 申請者は建築塗装業をしており、業務に必要な車両が増えて事業用駐車場として平成16年頃より造成しており、無断転用を解消するため。

農地の区分 農用地からの除外申請により周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま梶野委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 第2号議案「農地法第4条許可申請」については梶野委員さんのご説明どおりです。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件を議題に供します。

なお、第3号議案の2番、5番、6番、7番、10番については現地調査を実施しておりますので、18番 大西委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

大西委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」2番、5番、6番、7番、10番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 60 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

第4号議案 非農地証明 1番と関連があります。

市立瀬居中学校の北側に位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張用地

申請理由 申請者は申請地の北側約70mの位置に両親と居住していますが、車両進入が困難な場所であるため、平成10年頃に母所有のこの申請地に車庫を設置しました。そのため無断転用を解消するものであります。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。また、車庫の一部が現在使用されていない農道上に建っており、公共用財産の用途廃止を協議中です。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

5番、・・・、面積 336 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

香川県坂出合同庁舎から北東へ約400mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅

申請理由 借人は現在高松市に住んでいますが、将来は農業を継いでいきたいと考え、祖父所有の本申請地に新しく自身の住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、・・・、面積 400 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

国道11号線と市道樋ノ本線との交差点から北東へ約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅

申請理由 借人は現在高松市に住んでいますが、実家の近くに自身の住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・・、面積 448㎡。【議案読み上げ】

真元池から東へ約300mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張用地および貸事務所兼倉庫用地

申請理由 借人は現在アパートに居住しているが、両親と同居するため本申請地にあった実家を建て替えました。また、父が電気工事業を営んでおり、事務所兼倉庫を建て利用しているため、無断転用を解消するものであります。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

10番、・・・、面積 計779㎡。【議案読み上げ】

横津川に架かる坂江橋から市道江尻林田線を北東へ約800mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備用地

申請理由 譲受人は、老後の生活のために太陽光発電事業を計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま大西委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

2番、5番、6番、7番、10番につきましては、大西委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 364㎡。【議案読み上げ】

市立府中小学校から南へ約200mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 分家住宅用地

申請理由 借人は現在、親である貸人の家に同居しているが、子供の成長とともに手狭となったため、隣接している本申請地に新しく自身の住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・、面積 計 271 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

港自治会館から北東へ約 100mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅用地

申請理由 借人は現在、両親と同居しておりますが、子供の成長とともに手狭となったため、祖母所有の本申請地に新しく自身の住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 350 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

春日神社から南へ約 100mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 敷地拡張

申請理由 申請地に隣接する敷地に住宅があり、進入路として以前から利用しておりました。介護事業を行っている譲受人は、外国人技能実習生を大勢受け入れしており、宿舍が不足していたため用地を探していたところ、今回、所有者と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

8番、・・・、面積 298 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

鋳物師屋共同墓地から南へ約 100mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅

申請理由 現在居住しているアパートが老朽化したため、実家の近くに住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。



9番、・・・、面積483㎡。【議案読み上げ】

香川県農協川津町支店から北西へ約50mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 農家住宅

申請理由 現在、親族の住居に居住しているが、将来は引越しをしなければならないため、耕作している農地から近く、他の耕作地への移動も容易である本申請地に住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件のうち、9番については國重委員さんが譲受人となりますので、審議中は退室していただくことになります。

まず1番から8番および10番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

続いて9番について審議を行いますので、國重委員さんには退室をお願いいたします。

(國重委員 退室)

会長職務代理

9番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

(國重委員 入室)

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、17番 梶野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

梶野委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積122㎡。【議案読み上げ】

市立瀬居中学校の北に位置します。

申請理由 申請地には、現在の大師堂が平成16年3月に再築されています。以前

の大師堂も大正 13 年 3 月に再築されており、農地法施行以前から宅地として利用しているものであります。

申請理由についての証明 申請地にある大師堂再築記念碑に、大正 13 年 3 月 18 日再築の記載があります。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま梶野委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第 4 号議案「非農地証明願」1 番についてご説明いたします。1 番非農地証明願に関しては、大師堂の一部が農道にまたがって建っており、公共用財産の用途廃止を、現在、協議中です。事務局で状況を確認後、許可を出すということで進めていただければと思います。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 4 号議案「非農地証明願」1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 4 号議案「非農地証明願」1 件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27 件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が 9 件、更新が 7 件、再設定が 11 件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が 6 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 27 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27 件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 7 号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れ」3 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは第7号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れ」3件についてご説明いたします。

本申請は譲渡人から、自らの所有する農用地の売買について、公益財団法人香川県農地機構が行う農地売買等事業を利用したい旨の申出があったため、手順に従い農業委員会から農地機構に申出をした案件であります。

この事業は、農地機構は農用地を買い入れ、規模を拡大したい認定農業者等に対して、農業委員会と連携し、利用集積に配慮して農地の売り渡しを行うものです。

現在までのところといたしまして、3件の申請地につきまして基準を満たしているということで、今月11日に林田町の2件は、梶野委員さん、神谷町の1件は穴吹委員さんの立会のもとで「利用調整会議」いわゆる買入れ協議を開催したところまで進んでおります。

今後のスケジュールといたしましては、来月初めに農地機構に所有権移転登記を行い、8月に売渡し協議、8月の定例会でその審議を行い、9月に買手へ所有権移転登記を行う予定となっております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れ」3件について、なにかご意見・ご質問はありますか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れ」3件につきまして原案どおり承認し、香川県農地機構の指示に従って手続きを進めていくことといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてです。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 計1,946㎡。【議案読み上げ】

2番、・・・、面積 計2,521㎡。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 計1,596㎡。【議案読み上げ】

4番、・・・、面積1299㎡。【議案読み上げ】

5番、・・・、面積1051㎡。【議案読み上げ】

以上、農地法第18条合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件について、なにかご質問はありませんか。

穴吹委員 1番の労力不足はどうなるのですか。

書記 今後は、貸付人が自作をすることになります。

穴吹委員 2番はどうなりますか。

書記 解約理由が耕作目的なので、貸付人が自作することになります。

梶野委員 2番の貸付人の年齢は。

書記 昭和17年生まれの方です。

山下委員 話が戻りますが、7号議案は、香川県農地機構が買い取って希望者に売るのでですか。

事務局長 7号議案の3件は、報告第1号の3番4番5番に載っております。今まで貸し借りがあったのですが、地主の方より売却の話があり、たまたまこの3件につきましては、農用地であるとか売買価格が妥当である等の条件が整ったので、農地機構を通して売買をする制度を利用することになりました。今回は、貸し借りをしておりますので、一旦、解約をして農地機構が買い取った後、担い手に売却する流れになります。

宮本委員 それは支援事業になるのですか。

事務局長 担い手への支援事業になります。

三木委員 メリットは何ですか。

事務局次長 メリットの主な内容としまして、譲渡人につきましては、税制支援としまして不動産譲渡所得税の特別控除が年に800万円まで受けられます。  
譲受人につきましては、税制支援としまして不動産取得税の軽減が受けられます。さらに、譲渡人、譲受人の双方につきまして所有権移転登記にかかわる費用を農地機構に負担してもらえることがあげられます。  
ただし、条件がありまして申請地の辺りに、次に買う方が1ha耕作していること、それも連なって耕作していることも条件になります。

三木委員 農地機構から担い手に売り渡すときの、担い手の全部耕作要件はどの時点で判断するのですか。本来なら3条許可の全部耕作要件が出てくるのではないですか。

事務局長 受け手はそうなると思います。担い手の方は経営規模を拡大されておりますので、全部耕作をしていると考えております。

山下委員                   この場合は、3条申請とは違うのですか。

事務局次長               これは、利用集積計画に入りますので、6号議案の利用集積計画と一緒に6月末に公告を行います。

事務局長                 農地法の3条は、売買ができますが、貸し借りもできます。農地を農地のままで所有権移転または権利の設定です。転用する場合で、自分の土地を自分で使う場合は4条、自分の土地を売ったり貸したりする場合は5条になります。

                              利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいており、要件として農用地であること、受け手が担い手であること、大規模効率化ができる等の集約が見込めるということで、この制度を利用できる場合があるということです。

会長職務代理           他になにかありませんか。

各委員                   【なし】の声あり

会長職務代理           特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件を受理し、処理してまいります。

                              その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長                 (事務局からの連絡事項等)

                              ※農地等利用の最適化推進施策に関する改善意見のための意見提出について

会長職務代理           それでは、これをもちまして6月の定例会を閉会致します。

                              長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時50分終了

令和元年6月20日